

特集

参議院選挙について

2025年夏、参議院選挙が行われ、かまやちさとし先生が当選を果たしました。改めて参議院議員選挙制度について解説します。

参議院選挙

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数が改選されます。今年7月の選挙では、任期満了を迎えた全国124名（選挙区74、比例代表50）と東京都補選1名の合計125の議席について、新たな代表を選出するための選挙が行われました。

次回の参議院選挙は3年後の令和10年（2028年）7月に行われます。

「選挙区」と「比例区（全国区）」

①選挙区選挙

お住まいの都道府県ごとの「選挙区」から、立候補している候補者の中から1人を選びます。投票用紙には、「候補者名」を記入します。

②比例代表選挙

全国を1つの選挙区とする選挙です。投票用紙には、「候補者名」（政党名でも可）を記入します。

政党からの届出によって立候補する制度なので無所属での立候補はできません。

比例区の当選はどう決まるのか

①各政党の「得票総数」に応じて各党の当選者数が決まる

「候補者名での得票」と「政党名での得票」を足したもののがその政党の得票数になります。その結果に応じて各政党に当選者数を配分します。

②個人名での得票数の多い順に、当選者が決まる（非拘束名簿式）

「候補者名（個人名）」の得票数の多い順に各政党の当選者が決まります。

（重要）※政党名での投票は、応援している候補者の得票とはなりません。

参議院選挙の投票方法

比例区（全国区）は、全国どこからでも候補者名を書いて投票できる選挙です。

候補者名を書かないと順位が上がりません。

候補者名での得票の多い順に当選します。



応援している候補者がいる場合には、必ず個人名で投票することが大切です。

比例区へ推薦候補者を擁立している主な組織・団体

日本医師連盟以外にも郵便局長会、建設団体、農協、運輸関係団体、宗教関係などが組織内候補を擁立している。

医療関係では日医連、歯科医師連盟、看護連盟、薬剤師連盟、理学療法士連盟、診療放射線技師連盟が候補者を擁立。介護団体も過去の選挙では候補者を擁立した。

野党では労働組合がそれぞれ推薦候補を擁立している。

比例区へ候補者を擁立する必要性

- ・政権政党への支援。
- ・支援団体の政策や予算要望を実現させるため。
- ・他団体が候補者を擁立しているのに「日医連」だけが候補者を擁立しなければ他団体の政策要望が反映されてしまう。
- ・医療や社会保障政策は専門性が高く、必要な法律改正や制度設計を行う政策決定の場に医療や介護の現場を熟知した議員が必要なため。

まとめ

- ・参議院選挙比例代表（全国区）は全国単位の選挙。全国どこからでも投票ができる。
- ・投票は「応援している候補者の個人名」で投票することが重要。
- ・事前の順位はなく、「個人名」での得票の多い順に当選者が決まる。
- ・個人名での得票数が市町村単位で公表されるので各団体の政治力が一目瞭然となる。

1枚目 都道府県選挙区

候補者名を書いて投票

各都道府県で



2枚目 比例代表（全国区）

候補者名で投票（政党名でも可）

全国どこでも

